

パーチェシングカード特約

第1条（会員等）

株式会社七十七カード（以下「当社」という）に、本特約および七十七VISAカード法人会員規約（コーポレートカード用・会社一括方式）（以下「法人会員規約」という）を承認のうえ入会申込みをした法人または非法人たる団体（以下まとめて「法人」という）のうち、当社が適格と認めた法人を法人会員（以下「会員」という）とし、パーチェシングカードを発行します。この場合、本特約が適用され、本特約は法人会員規約と一体をなすものとし、本特約と法人会員規約との間に矛盾・抵触がある場合は本特約を優先するものとします。

第2条（カードの貸与と取扱い）

1. 当社は、会員および使用者に対し、次条に定める社用経費支払いを目的として、使用者氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）を表面に印字または登録した会員の申込区分に応じたクレジットカードまたは当社所定の方法で通知した会員番号（以下まとめて「カード」という）を発行し、貸与します。したがって、キャッシュサービス条項は適用されません。カードは、カード表面に印字または登録された使用者本人または当社が通知した会員番号の名義人である使用者本人以外使用できないものとし、また、違法な取引に使用してはなりません。また、会員および使用者は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、管理するものとします。会員および使用者は、カード発行後も、届出事項（法人会員規約第20条第1項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」という）手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。

2. 使用者は、使用者本人の氏名が印字または登録されたカードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に使用者の氏名を自署するものとします（カードに署名欄がある場合に限り）。但し、会員番号のみ貸与された場合は自署を不要とします。

3. カードの所有権は、当社に属しますので、会員および使用者が他人にカードを貸与・譲渡・質入・寄託・預託してはならず、また、理由の如何を問わず、カードおよびカード情報を他人に使用させもしくはカード使用のために占有を移転させてはなりません。

4. カードおよびカード情報の使用、管理に際して、会員もしくは使用者が前3項に違反し、その違反に起因してカードおよびカード情報が不正に利用された場合、会員および使用者は、連帯して法人会員規約および本特約に基づきそのカード利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。但し、使用者は、使用者に対して貸与されたカードの利用代金についてのみ会員と連帯して支払いの責を負うものとします。会員および使用者は、当社から会員および使用者のいずれかに対する履行の請求が、他方に対しても効力を生じるものとするに同意します。

5. 当社が、本条に基づき貸与するカードの規格、仕様およびデザインは、VISA国際サービサソシエーション（以下「国際提携組織」という）が定める規定により、当社が定めます。

6. カードの発行およびその他の取扱いは、法人会員規約および本特約の定めによる他、当社および国際提携組織が定めるカード取扱要領によるものとします。会員は、カードの発行権および所有権が当社にあることを認めるものとします。

第3条（カードの利用目的）

会員および使用者は、以下の項目に係る支払いにのみカードを利用できるものとします。但し、以下の項目以外の支払いにカードを利用した場合でも、会員および使用者はカード利用代金について全て支払いの責を負うものとします。

- （１）事務用品費
- （２）消耗品費
- （３）器具備品費
- （４）図書費
- （５）通信費
- （６）その他別途当社が適当と認めたもの

第4条（特約の変更、承認）

本特約の変更については当社から変更内容を通知した後、または新特約を送付した後にカード情報を利用したときは、変更事項または新特約を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本特約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。また、会員および管理責任者は当該通知があったときは改定内容を従業員等に周知するものとします。

第5条（有効期間）

本特約の有効期間は、法人会員規約と同一とします。

（2024年4月改定）